

地域割り実施要領書

(目的)

第1条 大津支部の地域割りは、会則第7条に則り実施要領を定め、会員の在住地を基に会員の所属地域の明確化を図り、地域の担い手を多く輩出することを目的とする。

(基本)

第2条 地域割は、小学校区の区割りを基本とする。

(地域区分)

第3条 大津支部は、「比叡地域」「中央地域」「石山地域」「瀬田地域」の4区分とする。

(地区名称)

第4条 地域内の地区名称は、小学校区の名称を基本とするが、慣用的名称及び地縁に馴染みのある呼称も可能とする。

- 2 地区の区分割及び名称は、地区事情を勘案し、当該地域の副支部長が定める。
- 3 大津支部地域と地区は次の通りとする。

地 域	地 区	地区数
比叡地域	志賀 堅田 日吉 唐崎	4
中央地域	皇子山 打出 平野 膳所	4
石山地域	晴嵐 南郷 田上 青山	4
瀬田地域	瀬田 瀬田北 瀬田月輪 瀬田一里山 瀬田南	5

(地域区分の基本)

第5条 各地域における小学校区は下記を基準とする。

- (1) 比叡地域の校区は、小松、木戸、葛川、伊香立、和邇、小野、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎及び志賀とする。
- (2) 中央地域の校区は、志賀、比叡平、長等、藤尾、中央、逢坂、平野、膳所及び富士見とする。
- (3) 石山地域の校区は、晴嵐、石山、南郷、大石、田上、上田上及び青山とする。
- (4) 瀬田地域の校区は、瀬田南、瀬田、瀬田北及び瀬田東とする。

(地域境界の取扱い)

第6条 地域境界については下記による。

- (1) 比叡地域には、志賀校区の柳川を境とし高砂町、神宮町、勸学1丁目～2丁目、南志賀1丁目～4丁目、鏡が浜、及び柳川1丁目～2丁目を含む。

- (2) 中央地域には、志賀校区で比叡地域に整理した住所以外、他に園山2丁目～3丁目及び北大路3丁目を含む。
- (3) 石山地域には、晴嵐校区の鳥居川町、松原町、栗津町、栄町、晴嵐1丁目～2丁目、園山1丁目、北大路1丁目～2丁目、国分1丁目～2丁目、光が丘町、唐橋町、田辺町、蛍谷を含む。

(地域及び地区の変更)

第7条 地域の範囲及び地区の変更は、総会の承認を必要とする。

(既会員の特例)

第8条 地域境界地区の既会員について、この実施要領により所屬地域も限定されるが、本人希望により既所屬地域に留まることも可能とする。

- 2 特例により既所屬地域に留まる会員には、本来所屬する地域の会員と同様の扱いとする。

(所屬地域の変更希望)

第9条 新入会員の所屬地域の変更について、個人の希望を尊重するが、受入れ側の副支部長及び支部長の了承を必要とする。

- 2 新入会員のの変更希望は入会時のみとし、その後の変更は認めない。

(疑義等)

第10条 実施要領に疑義が生じた場合及び統廃合等による校区、地域区分の変更について、支部長は検討委員会に付託する。

- 2 検討委員会の構成員は、支部長の指名とするが顧問1名を含むものとする。
- 3 検討委員会の審議結果は、遅滞なく支部長に報告する。

附則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条の小学校区割りは、大津市立学校・幼稚園通学区一覧表(2017年9月15日現在)を基本とする。
- 3 第5条の補足説明(地域・地区と小学校区)
 - 太字の志賀校区は、2地域に分かれている。
 - 志賀校区は柳川を境とし、北側を比叡地域・唐崎地区とする。

比叡地域

地区名	小学校区名
志賀地区	小松、木戸、和邇、小野、真野、真野北、伊香立、葛川
堅田地区	堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東
日吉地区	雄琴、日吉台、坂本、下阪本
唐崎地区	唐崎、 志賀

中央地域

地区名	小学校区名
皇子山地区	志賀、比叡平、長等、藤尾
打出地区	中央、逢坂
平野地区	平野
膳所地区	膳所、富士見

石山地域

地区名	小学校区名
晴嵐地区	晴嵐
南郷地区	石山、南郷、大石
田上地区	田上、上田上
青山地区	青山

瀬田地域

地区名	小学校区名
瀬田地区	瀬田
瀬田北地区	瀬田北
瀬田月輪地区	瀬田東
瀬田一里山地区	瀬田東
瀬田南地区	瀬田南